

千葉県がん診療連携協力病院の追加指定について

1 新規指定病院及びがんの種類追加指定病院

番号	二次保健 医療圏名	病院名	指定するがんの 種類	新規又は指定するがんの種類の追加
1	千葉	千葉市立青葉病院	胃がん・大腸がん	新規
2	東葛 南部	東京女子医科大学 八千代医療センター	乳がん	追加 (肺がん・胃がん・大腸がん指定済み)
3	市原	帝京大学ちば総合医療 センター	子宮がん	追加 (胃がん・大腸がん・乳がん指定済み)

2 指定期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間

3 指定の考え方(指定要件は別紙参照)

主に、次の条件を満たす、がん診療医療機関を知事が指定します。

- (1) 胃がん、大腸がんなど特定の臓器がんにおいて、がん診療連携拠点病院に準じる診療機能を有すると認められる病院
- (2) がん患者及び家族からの相談に対応できる体制を有し、県民に対して、診療機能、診療実績等の情報を公開する病院

二次保健医療圏別の千葉県がん診療連携協力病院配置予定表

二次保健医療圏の名称	千葉県がん診療連携協力病院の名称 (指定したがんの種類)	参考：がん診療連携 拠点病院の名称
千葉	①千葉メディカルセンター(胃がん・大腸がん) ②千葉市立海浜病院(胃がん・大腸がん・乳がん) ※新規 ③千葉市立青葉病院(胃がん・大腸がん)	①千葉県がんセンター ②千葉大学 医学部附属病院 ③千葉医療センター
東葛南部	④千葉県済生会習志野病院 (胃がん・大腸がん・肝がん) ⑤谷津保健病院(胃がん・大腸がん) ※追加 ⑥東京女子医科大学附属八千代医療センター (肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん) ⑦船橋中央病院(胃がん・大腸がん) ⑧千葉徳洲会病院(胃がん・大腸がん)	④船橋市立 医療センター ⑤東京歯科大学 市川総合病院 ⑥順天堂大学医学部 附属浦安病院
東葛北部	⑨千葉西総合病院(胃がん・大腸がん) ⑩柏厚生総合病院(胃がん・大腸がん) ⑪小張総合病院(肺がん・胃がん・大腸がん)	⑦松戸市立病院 ⑧国立がん研究 センター東病院 ⑨東京慈恵会 医科大学附属柏病院
印旛	⑫東邦大学医療センター佐倉病院 (胃がん・大腸がん・乳がん) ⑬日本医科大学千葉北総病院 (肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん) ⑭聖隷佐倉市民病院(胃がん・大腸がん)	⑩成田赤十字病院
香取海匝	⑮千葉県立佐原病院(胃がん・大腸がん)	⑪旭中央病院
山武長生 夷隅	⑯さんむ医療センター(胃がん・大腸がん)	
安房		⑫亀田総合病院
君津		⑬君津中央病院
市原	※追加 ⑰帝京大学ちば総合医療センター (胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん)	⑭千葉労災病院

がん診療連携拠点病院(14病院)及び千葉県がん診療連携協力病院(17病院)配置図

千葉県

拠点	⑦松戸市立病院 ⑧国立がん研究センター東病院 ⑨東京慈恵会医科大学附属柏病院
協力	⑩千葉西総合病院(胃がん・大腸がん) ⑪柏厚生総合病院(胃がん・大腸がん) ⑫小張総合病院(肺がん・胃がん・大腸がん)

千葉県

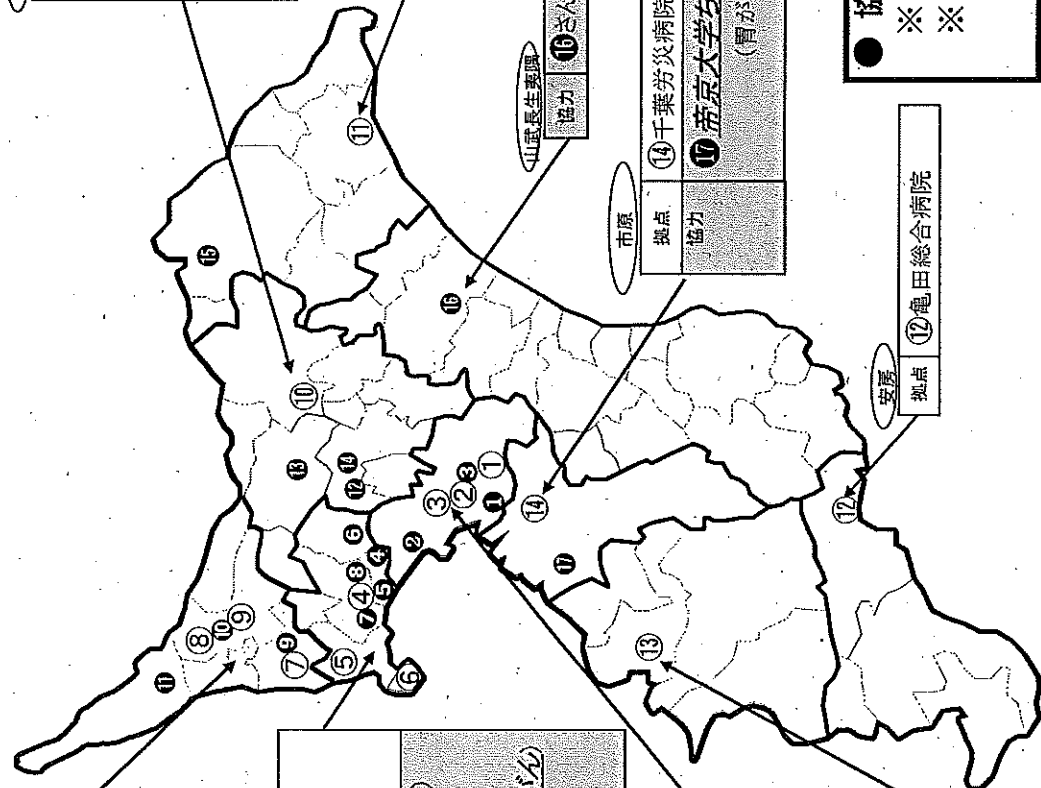
拠点	④船橋市立医療センター ⑤東京歯科大学市川総合病院 ⑥順天堂大学医学部附属浦安病院
協力	⑦千葉県済生会習志野病院(胃がん・大腸がん・肝がん) ⑧谷津保健病院(胃がん・大腸がん) ⑨東京女子医科大学附属八千代医療センター(肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん) ⑩船橋中央病院(胃がん・大腸がん) ⑪千葉県洲会病院(胃がん・大腸がん)

千葉県

拠点	①千葉県がんセンター ②千葉大学医学部附属病院 ③千葉医療センター
協力	④千葉メディカルセンター(胃がん・大腸がん) ⑤千葉市立海浜病院(胃がん・大腸がん・乳がん) ⑥千葉市立青葉病院(胃がん・大腸がん)

千葉県

拠点	⑬君津中央病院
----	---------



印旛	⑩成田赤十字病院
拠点	⑫東邦大学医療センター佐倉病院(胃がん・大腸がん・乳がん)
協力	⑬日本医科大学千葉北総病院(肺がん・胃がん・大腸がん・子宮がん) ⑭聖隷佐倉市民病院(胃がん・大腸がん)

香取海浜

拠点	⑪旭中央病院
協力	⑮千葉県立佐原病院(胃がん・大腸がん)

山武長生要領

拠点	⑯さんむ医療センター(胃がん・大腸がん)
----	----------------------

市原

拠点	⑭千葉労災病院
協力	⑰帝京大学ちば総合医療センター(胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がん)

● 協力病院の追加指定
 ※ 新規指定 (太字) … 1 病院 (㊸)
 ※ がんの種類別の追加指定 (斜字) … 2 病院 (㊹㊺)

千葉県がん診療連携協力病院指定要綱

第1 目的

この要綱は、専門的ながん診療機能の充実を図るため、特定の部位において、がん診療連携拠点病院に準じる診療機能を有する病院を千葉県がん診療連携協力病院（以下「協力病院」という。）として指定することにより、千葉県におけるがん医療水準の向上を図るとともに、県民に安心かつ適切ながん医療を提供することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において「協力病院」とは、第3により、千葉県知事（以下「知事」という。）が指定した病院をいう。

第3 指定等

1 知事は、千葉県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院から、以下の要件をすべて満たすものについて、協力病院として指定する。

- (1) 指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、別途定める「千葉県がん診療連携協力病院新規指定（指定更新）申請書」を知事に提出していること。
- (2) 第4で定める指定要件のうち、「1 学会の認定施設等」の要件を満たしていること。
なお、指定後は、1年以内に第4で定める指定要件のうち、「2 化学療法の提供体制」から「7 敷地内禁煙等」までのすべての要件を満たし、この要綱の規定を遵守すること。
- (3) 「千葉県がん診療連携協力病院選定委員会」の意見を踏まえ、千葉県が適当と認めるもの。

2 知事は、指定を行った場合、別途定める「千葉県がん診療連携協力病院指定通知書」により、開設者に対し、その旨を通知する。

3 知事は、協力病院が指定要件を満たさないと判断されるとき、又は開設者から申し出があったときは指定を取り消すことができる。

4 協力病院の指定期間は原則として4年とする。ただし、再指定を妨げない。

5 協力病院は、毎年、10月末までに、別途定める「現況報告書」を知事に提出すること。

なお、その現況報告書の情報は、千葉県ホームページに掲載する。

第4 指定要件

1 学会の認定施設等

診療機能の評価として、我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下、「5大がん」という。）及び子宮がんに係る以下の（1）から（5）の条件を1つでも満たし、がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。

なお、学会の認定施設等の基準を満たさなくなった場合は、速やかに報告すること。

(1) 肺がんについては、日本呼吸器学会専門医制度規則の認定施設及び呼吸器外科専門医合同委員会呼吸器外科専門医制度規則の基幹施設であり、かつ放射線治療を実施すること。

(2) 胃がん及び大腸がんについては、日本消化器外科学会専門医制度規則指定修練施設認定施行細則の認定施設であること。

(3) 肝がんについては、日本肝臓学会肝臓専門医制度規則の認定施設及び日本肝胆膵外科学会高度技能医制度規則の修練施設（B）であること。

(4) 乳がんについては、日本乳癌学会認定医・専門医制度規則施設認定施行細則の認定施設であり、かつ放射線治療を実施すること。

(5) 子宮がんについては、日本婦人科腫瘍学会専門医制度規則指定修練施設認定施行細則の指定修練認定施設であり、かつ放射線治療を実施すること。

2 化学療法の提供体制

指定を受けた部位について、化学療法のレジメン（治療内容）を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。

また、当該委員会で登録・許可された投与計画に基づき、化学療法を実施するよう努めること。

3 緩和ケアの提供体制

緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付ける

とともに、がん患者に対し、適切な緩和ケアを提供するよう努めること。

なお、緩和ケアチームの構成員として、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する専従又は専任医師が1人以上、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が1人以上、緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の専従看護師が1人以上いることが望ましい。

また、専従とは当該業務に8割以上従事しており、専任とは当該業務に5割以上従事していること。

4 地域連携クリティカルパスの整備等

5 大がん及び子宮がんの中から千葉県から指定を受けたがんについて、地域連携クリティカルパス（がん診療連携協力病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。）を整備し、地域の医療機関と連携すること。

5 情報提供体制

(1) 院内のがん患者及びその家族からのがんに関する相談支援を行う機能を有する部門を設置すること。

(2) 千葉県の地域がん登録事業に積極的に協力すること。

6 情報公開

千葉県ホームページの「ちば医療なび」への登録など、県民に対して診療機能、診療実績等の情報を公開すること。

7 敷地内禁煙等

敷地内禁煙の実施等のたばこ対策を積極的に取り組んでいること。

第5 千葉県への協力

協力病院は、千葉県が実施するがん対策事業について協力すること。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月20日より施行する。

2 この要綱の施行後、一定期間（2年程度）を経て、必要がある場合は、要綱改正を行う。